

《特集：「国際社会学」とは何か》

国際社会学と比較社会学

——「ナショナル」か「ポストナショナル」か——

梶田孝道

御紹介を賜りました梶田孝道と申します。このような場で報告できることを大変光栄に存じます。最初は、国際社会学の回顧と展望といった大きな題目を考えたのですが、結局何を話そうか最後まで迷ってしまいました。私は日本社会学会と日本国際政治学会という二つの大きな学会に所属しております。国際政治学会では問題提起したことがあるのですが、社会学会のなかでも実は全く同じ問題がありまして、一度お話ししたいと思っておりました。従って、国際政治学会にお入りの方がもしおられたらご迷惑になるかもしれませんが、もう一度お話ししてみたいと思います。それは国際ということの意味の問題でして、国際社会学という用語のほかに、比較社会学という用語もあります。ナショナルとか、ポストナショナルとかいう領域の問題がありまして、それを少し煮詰めてみたいと考えたことがあります。これは、さまざまな論者が様々な形で論じていることであり、例えばY・N・ソイサルは「パーソンフッド」つまり人であることについて議論しています。それからT・ハンマーは「デニズンシップ」という、つまり国民ではないけれども定住権をもつ人という概念を使っています。それからR・ブルーベイカーは「市民権」とか「ネーションフッド」という用語を使っています。

私自身は、西欧諸国の外国人労働者受け入れとその後の定住について勉強を始めました。受け入れ政策が1974年に打ち切られ、今度は逆に、帰国奨励云々というようなことになるわけですけれども、そうした政策がうまくいかなくて外国人労働者たちが「定住化」し「家族再結合」ということが起こりました。これ自体はですね、後から見ると、どうして定住化に至ったのか、どうして家族再結合という途を選んだのか、あるいはそれらがなぜ可能だったのかということについて、よくわからなかったわけです。それを決めたのは国際社会なのか個別の社会なのか、という問題意識をもったのです。今現在は、先進国では、定住化した外国人が家族と再結合することを拒否することは事実上不可能になっています。

それから、日本に翻訳される本のなかには「国際人権レジーム」論とか、EU（ヨーロッパ連合）論とかいったものが多く存在します。しかし、その一方で、今日お話しするのはEUに関連した話なんですけれども、EUのなかに居住する外国人は当然その国の法律に従うわけであって、必ずしもEU法に従うわけではない。外国人をとりまく権利状況は国によって大きく異なるという事実があります。ですから、これは国際社会学の対象であるだけ

ではなく、比較社会学の対象でもあるということです。そこで、今日はその一つの問題を取り上げて、国際社会学なのか、比較社会学なのか、それとも第三の途なのか、というお話を、国際社会学の「国際」ということの意味を考えてみようと思います。これが本報告の趣旨です。

まず一番目は「トランスナショナル」な、つまり国境を超えた、あるいは脱国家・超国境でしょうね。これは馬場伸也先生が訳されたものなのですが、そうした視点を重視するのが国際社会学なんだ、というふうに馬場先生から教えられました。現在、人が国境を超えるケースは非常に多いようです。実際、領土と人との間には大きなずれがある。そうした現実に対して対応策を考えると三つくらいに分けられると思います。

第一は、国籍モデル、これは従来からのモデルです。従来からの国籍モデルを調整ないしは微調整するというやり方です。帰化を奨励したり、帰化手続きを簡素化したりします。これは多くの国で行われています。

第二の対応策は、従来からあった国籍モデルを逸脱する、という方法です。これは、T・ハンマーが「デニズン」の議論を提起して行ったことです。つまり、「シティズン」と「デニズン」と「エイリアン」という三項図式を提示したわけです。これによって従来の二項図式である国籍モデルを相対化するというを行いました。

第三の対応は、国籍モデルとは全く違ったモデルを提示するものです。これは、「ネーションフード」と「国籍」に代わって「パーソンフード」、人であることとか人権と訳されますが、そういうものを提示するということです。つまりY・N・ソイサルは『市民権の限界』という題名の本を書いています、これは「国籍の限界」と言い換えることができると思います。

この三つの対応策のうち、第二の対応と第三の対応は、いはゆる「ポストナショナル」なメンバーシップ論に該当すると思います。ただ、パーソンフードの議論の欠点は、西欧とかアメリカとか日本とかの先進国にしか該当しないという点です。湾岸諸国やシンガポールには当てはまりません。それから、どこまでが記述的な概念で、どこからが規範的な概念なのかよくわからない。あるべきことをいっているのか、現実そのものを説明しているのか良くわからないという点があります。私見では、パーソンフード、つまり誰にでも当てはまる人権という考え方がそれぞれの国に定着した際に、「ナショナル」な論理と葛藤を起こすあるいは相克する、妥協するということが必ずあるはずだと思うのですが、そういう論点を省略して議論することは可能なのだろうか、ということです。

二番目に挙げたい議論は、比較社会論的な議論です。これはネーションと市民権に基づくもので、その代表例はR・ブルーベイカーです。彼は「文化的イデオロギ」という概念を使って『フランスとドイツにおける市民権とネーションフード』という本を書いていま

す。そこではフランスとドイツは、非常に国籍観を異にしているという議論をしています。せっかくだから「文化的イデオム」とはどのようなものかという点で、少し説明、引用してみます。「国民国家の水準における文化的・政治的帰属に関する考え方や語り方」を「文化的なイデオム」と呼ぼうということですね。ですから「長時間にわたって使用され、より匿名性を有し、より非党派的な存在である」。ただし、利害と無関係ではない、ということですね。ですから、ちょうどM・ウェーバーが「転轍手」と呼んだようなものとブルーベーカーはっています。「転轍手」とは鉄道の路線を手動で切り変える機械ですね。理念とは転轍手のようなものだ、という議論を昔読んだことがありますが、「文化的なイデオム」もそのようなものではないかと思います。その転轍手としての「文化的なイデオム」によって路線が敷かれるわけですね。その路線の上で実際に市民権の政治が展開されていく。こういう仕組みではないかと思います。

ブルーベーカーはフランスとドイツの外国人の地位について非常に詳しく議論しており、この延長線上において、ややステレオタイプ的ですが、フランス型の「シビック・ネーション」とドイツ型の「エスニック・ネーション」という議論が提示されるわけです。ただ非常におもしろいのは、フランスもドイツもともに、この「文化的なイデオム」と呼ばれるものがこの十年、二十年のいう間に大きく変化している、ということなんです。ブルーベーカーは1987年頃までを前提にして、上述した本を書きましたけれども、その書かれた内容と現実とが大きな不一致を見せている、という状況があります。ブルーベーカー自身はやはり国家に非常に関心がある研究者でありまして、EUについてはほとんど言及していないという欠点があります。ですから比較社会学者は、国際政治、あるいは国際社会への関心が弱いという現実があります。

ただ、そうはいっても強みはある。先ほどソイサルという「パーソンフッド」の代表選手のような人物を挙げましたが、実はそのソイサルの『市民権の限界』という本のなかでも、さまざまな社会類型について議論しています。中央集権型とか社会中心型とかいうように、いろいろな類型を準備してまして、外国人受け入れのさまざまなタイプを準備しているということです。自由主義型とか国家主導型とかですね。それぞれによって外国人の受け入れ方、あるいは政治参加の仕方とか、言語とか、そういうものが随分違ってくる、という議論をしています。それ自体非常にポジティブなものですけれども、こういった議論を行っていく上で、比較社会的な視点は確かに強いという感じが致します。そういうものをすっ飛ばしてトランスナショナルな社会学といっても始まらないのではないか、という議論です。

三番目の議論に入ります。今二つの議論を簡単にですけれどもお話しました。一つはトランスナショナルな社会学という視角。もう一つは、コンパラティブな社会学という視角ですね。この二つを繋ぐ途はないのだろうか、ということで、第三の解釈を提示してみよ

うと思います。ここで考えているのは、外国人の定住化、そして家族呼び寄せがどうして起こったのか、という素朴な疑問です。私にはそれほど「パーソンフッド」という国際人権レジームが強固になったとは思えません。かといって、それぞれの国が万能とも思えない。そこにどういうからくりがあるのか、ということです。当然これは私のオリジナルというわけではなく、いろいろな人からヒントを得た結果です。それは、国際人権レジームというものは、その国内に、国際的舞台上ではなく、その国内にその根拠をもつということです。国内にその根拠をもつことによって初めて国際人権レジームになるのだ、という解釈です。これはもう少し別のいい方をしますと、国際法や人権レジームは国内法化し、当該国に埋め込まれて初めて力を発揮する、そのような考え方です。つまり、ナショナルとトランスナショナルとの二段階論のような考え方です。

先ほどもいいましたように、私は一つの素朴な疑問から出発しました。1974年の石油危機以降、あえていいますが、需要の失われた外国人労働者の強制退去が政策担当者にはどうしたできなかったのか、という疑問です。それとは逆に、家族呼び寄せがなぜ認められるようになったのか、という疑問です。詳しい話はできませんが、あえて簡単に若干の国の例をお話ししてみたいと思います。

まず最初はドイツですが、ドイツは基本法という、日本の平和憲法に該当するものがありまして、これはいってみれば人権に関してポストナショナルな、あるいはパーソンフッド的なものだと考えることもできると思います。それと同時に、血統主義的な国籍法というものがありまして、これは要するに東ドイツからやってくる人や東欧からやってくるドイツの人々に対して受け入れを行う一つの有力な道具として採用された、というふうにいわれています。ところが1961年に東西ドイツの壁ができ、東から入ってくる人々が存在しなくなってしまったわけです。そうした状況になかで、トルコ等からガストアルバイターを受け入れる、ということが始まったわけです。ですから、ドイツ基本法に基づくと外国人労働者や難民申請者の人権を守るということになるわけです。これはあえていえば、ポストナショナルなパーソンフッドに近いものといえるかと思います。ところがドイツ統一が後に起こります。ドイツ統一という事件はドイツにとって非常に大きな課題でありましたから、外国人をどうするかという問題はいってみれば二義的な課題だったといえます。

冷戦が終わってドイツが統一されることになりました。そうすると初めて国内のトルコ人という存在が浮上してくるということになるわけです。史上初めて、トルコ人の統合をどのように達成したらよいかという問題が起こってくる、ということです。国籍法自体が、東ドイツと合体する、あるいは東方やロシアに住んでいたドイツ系住民を受け入れるという課題が終わるということになりまして、血統主義の国籍法は、そうした人々を引きつける道具なり装置なりとしての役割が終わるということになっていきます。この結果、1990年代以降になって国籍法の大改革が行われました。純粋な血統主義といわれていたドイツ

の国籍法が大きく変わっていくことになります。出生地主義が一部で導入されることになります。つまり、先ほどの言葉を使えば、文化的なイデオロムがドイツでは大きく変わっていくということになるわけです。

このようなプロセスを非常に単純化していうと、基本法に代表されるようなポストナショナルなメンバーシップというものがある。それからもう一つは、旧来からの血統主義に代表されるような伝統的なネーションフッドというものがある。この二つの股裂き状態が、良いか悪いかは別として、通常の市民権に近づいていった、というふうに私は理解しています。このような例が一つの具体例です。ですから、外国人の定住化は、そうしたプロセスのなかで認められていったということですね。あるいはドイツ基本法がはじめからもっていたポストナショナルな理念を支えるような形で、外国人を強制的に退去できなかった、ということです。そういう庇護権の体制があることによって、1974年の経済危機のなかで外国人を追い出すことができなくなったということではないかと思います。

それからイギリスの話を少しだけしてみたいと思います。イギリスは帝国です。もともと市民とか国民という概念が希薄な国です。むしろ臣民という言葉が使われていた。戦後になって植民地がどんどん独立していくなかで、イギリスあるいはイギリス人をどう定義するかということが問題となっていきます。国籍法が初めて整備されるということになっていくわけです。こうしたことから考えていくと、いわゆる有色人種とかアイルランド人が保持する権利は、いってみれば、ポストナショナルならぬプレナショナルな権利ということが出来る。事実、非常におもしろいのは、イギリスの場合には、パーソンフッドというような一般的に外国人全体に当てはまるような議論はほとんどなされないということです。つまり帝国に関係するような議論しか存在しない。ですから、帝国に関連する人々がイギリス市民権を得るかどうか、ということは議論されますけれども、第三国に属する人々、例えば在英日本人が市民権を得るかどうか、という議論にはならないということですね。

ここでそれ以外に非常に興味深いと思われるのは、「人種関係法」とか「多文化主義政策」とかの言葉はイギリスでも使用されているのですが、これは、A・ファヴェルという政治社会学者の議論によると、植民地統治下では間接統治というようなことがなされていて、間接統治というのは民族の習慣や文化的自治を認めるという、そのような方法ですけれども、そういう過去の遺産が、ある種の経路依存という形でもって現代に再現したものであるという。これは、かつてインドとか他の植民地で行っていたことなのですが、それを戦後は国内において経路依存性を発揮する形で、昔の政策を新たに構築していったというわけです。

イギリスは、そうした植民地体制から脱し国民国家となりつつ、EU (EC) に入っていくわけですが、EU (EC) に入ると、EU (EC) の主権がイギリスの主権と抵触す

るような問題が多数出てくるのがわかります。そうした問題の多くが、人権の問題であり、国境の問題です。やはりあちこちで、EUの基準との食い違うということが起こってくるわけです。こういうわけで、イギリスはドイツのように多数の外国人労働者を受け入れたわけではありませんが、このような形で国家主権の制約が起こってくるということです。まとめになるかどうかわかりませんが、イギリスは帝国から国民国家へと変わり、国民国家からEU (EC) に加盟することによって制約を受けていく。こうしたものがイギリスのたどった途ではないか、と思います。ですから、この場合においても、イギリスの文化的なイデオムが、EU (EC) 加盟によって強いられた形で少しずつ変化していくことになるわけです。

もう一つ、フランスの例を紹介してみたいと思います。フランスもドイツと同じように、1974年石油危機の際に、景気が悪くなり外国人労働者の受け入れを停止しました。それでフランスでもやはり、彼らを帰国させようとしたんですね。フランスの場合には、さらに露骨に強硬な帰国策というものを画策した、という経緯があります。これはP・ヴェイユというミッテラン時代の入国管理局長を経験した政治学者が論証しています。何回も強行に帰国させようとしたんですけども、行政最高裁判所が、これは憲法違反だという判断を下したわけです。結局、強制退去は不可能となりました。結局、その後多くの人々が定住化し、逆に家族を呼び寄せるということになってしまった。そうした現実を1981年にミッテラン社会党政権は認めるということになるわけです。

似たような話がもう一つあります。1990年代に入って保守系の政権がバスクア法やドブレ法の制定によって移民制限政策を追求する、ということをやっています。しかし、この場合も行政最高裁判所がこれは憲法違反を含むという判断を行いました。結局、そうした法律はうまく作動しませんでした。フランスの場合はフランス革命以来の文化的なイデオムが大きく変化するということはありませんでしたけれども、ナショナルな動機というものが外国人労働者の定住化や家族呼び寄せに非常に大きな影響を与えるということがあり、と思いました。フランスの場合には、フランスの憲法という国内化した規範が、事実上、国際人権レジームの役割を演じたということが出来ます。そのような形で、つまり憲法の確認という作業によって、国際人権レジームが国内にビルトインされたことが確認されたわけです。

以上のように個々の事例を通していったかったことは何かというと、やはりドイツでもイギリスでもフランスでもそうですけれども、事情ないし文脈が非常に違って、つまり比較社会学的な状況が存在するということです。そのなかにある種の、その社会独自の論理とか市民権のあり方があって、そのなかで、国際人権レジームのようなものがビルトインされていくある種の転換点のようなものがある、ということです。そうしたことを通

じて、初めて国際人権レジームは当該国に埋め込まれるということです。そうすることによって初めて、国際人権レジームというものは力を発揮していく、ということです。ここでは時間の都合上話せませんでしたが、日本の場合も類似したことがいえると思います。もちろん日本は外国人労働者を正式に受け入れておりませんが、日本にも国際人権レジームが部分的とはいえビルトインされ、そのようなことを可能にした出来事がありました。これが1980年前後に起こっております。こうした日本のケースについては、私の編著である『国際化とアイデンティティ』の私の論文を参照していただければ幸いです。

それから、先に述べた二つの視角、つまりトランスナショナルな視角とコンпаратィブな視角とのつながり、ないしは関係についてですが、最近ある本が出版されました。これはC・ヨックケたちの編集した『同化と市民権に向かって』という題名の本で、同化という言葉を使用していることから保守的とも映るものなのですが、トランスナショナルな活動とホスト社会での同化は矛盾しない、同時に進行するという事態が見られるという点を強調しています。やはり今世界を見渡してみると、多文化主義の後退、あるいはポストナショナルな政策の後退を感じざるを得ません。先ほど挙げたR・ブルーベイカーも別の論文で述べていますが、アメリカでもドイツでもフランスでも、移民政策上の標語、スローガンは、多文化主義ではなくて統合（インテグレーション）になっているんですね。ヨーロッパ諸国でも同様です。オランダは珍しくイギリスと並んで多文化主義の国だといわれてきました。しかし、このオランダですら移民排斥政党が与党に加わることによって「多文化主義よ、さようなら」という状況が実際に生まれてきています。

それからこの点とは全く別に、市民権論というもの非常に盛んになってきています。これは確かに国籍という意味だけではなくてですね、広い意味での市民権が問題となっています。こうした議論にはポジティブな要素が含まれておりますが、従って、決して無意味とは思いませんが、市民権論が非常に盛んになってきているということは、多文化主義のある種の後退と無縁ではないと思います。市民権論、これも両義的であり、ある程度ニュートラルな、ある程度ソフトな市民権へと移行するから、統合に加わってください、というような議論が結構多いのです。つまり市民権の側も変わっている。つまり移民が統合されやすいような状況を構築することによって、市民権を変え得ていく、ということです。要するにトランスナショナルな現実についての議論も同時に議論される、という一見すると矛盾した状況があります。そこで、トランスナショナルな活動はいかに同化とか市民権の問題と結びついているかという点を問題にしなければならない、という議論なんですね。

C・ヨックケたちの問題提起とは、そのようなものだったと私は理解しています。彼らは、トランスナショナルな空間についての議論は大いに結構だけれども、こうしたトランスナショナル化と同化とは同時に起こってもいるんだ、ということをいっています。つま

り移民という存在は、同時に同化しトランスナショナル化しているということなんですね。

例えばアメリカには何百万人ものメキシコ人が入ってきています。大半は正規移民ですが、けれども非正規移民も非常に多い。カリフォルニア州での提案187とか、連邦政府による福祉改革法とかにみられるように、非正規移民移民あるいは正規移民をねらった厳しい法律や動きが出てきた。それによって正規のグリーンカードをもった人たち（デニズン）でさえ、必ずしも安全ではなくなった。そこで最近のアメリカの調査を見てみますと、アメリカへのメキシコ人等の帰化率は非常に高いのです。そうするとどうなるかということ、そのように帰化したメキシコ人たちに対してメキシコ政府が「君たちはアメリカに帰化してもかまわないけれど、もう一度メキシコに登録すればメキシコの国籍が再取得できますよ」と、こういうふうにいっているのです。そういうことで、一種トランスナショナルでありつつ、メキシコとアメリカで国籍を両方もっている、同化も進んでいるしトランスナショナル化も進んでいる、このような状況にあるということです。

時間もありませんので、最後になりましたけれども、方法論的な考察でもって本報告の締めくくりをしたいと思います。先ほど触れたY・N・ソイサルとかS・サッセンのトランスナショナルな議論は、一般論としては難しいということです。彼らがいっていることは正しい部分をふくんでいるだろうが、一般論は実証性に乏しいということです。それに対して、比較社会学や比較社会論はグローバル化のなかで、次第に説明できる有効性が低減しているという状況があります。ですから、どちらもどっちという感じもするわけですが、私が提起した第三の途は、今日のテーマに即していえば、国際人権レジームが国内法に埋め込まれる転換点に注目すべきである、ということです。つまり、国際人権レジームが国内化する契機があるはずだ、ということです。

もう一つのテーマである国際社会学と比較社会学との関係ということに関していうと、二つのことが主張できる。第一は、国際社会学は比較社会的な分析に媒介されることによって実証性が高められるということです。これを「国際社会学の比較社会的媒介」と呼びたいと思います。それゆえに、国際社会学は比較社会学を必要としているということです。第二は逆のケースでありまして、比較社会学はそれぞれ独自の社会の歴史、個々の社会の重み、歴史の重みを理解しますから、一定の説明力をもつ。つまり地域研究ということですね。しかし、先ほど挙げたようなドイツやイギリスの例が示すように、それぞれの国の文化的なイデオロギイは不変ではない。これ自体が大きく変化してきている、という状況があります。ですから、トランスナショナルな影響力が大きいということです。従って、イギリスの例に見られるように、それぞれの国の主権は絶対的なものではなくてきている。それぞれの国の国家主権が、別のグローバルな帰還やEUによって規定されているということが起こっているのです。ですから、これをまとめますと、「比較社会学の国

際社会学的基盤」の重要性、つまり比較社会学は国際社会学的な基盤を必要としている、ということになります。

まだうまく答えは出ていないのですが、国際社会学と比較社会学との関係、あるいはナショナルとポストナショナルとの関係をどう考えるべきかという非常に大きな問題なのですけれども、それに対して、以前から関心をもってきた西欧諸国で外国人労働者の定住化がなぜ生じたか、ということの一つの契機、切り口にして考えてみた次第です。ご静聴ありがとうございました。

〈参考文献〉

- 梶田孝道「国際人権レジームのナショナルな基礎」日本国際政治学会編『国際政治』（特集・比較政治と国際政治の間）第128号、2001年10月。
- 梶田孝道「国際化からグローバル化へ」梶田孝道編著『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房、2001年。
- Brubaker, Rogers, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press, 1992.
- Brubaker, Rogers, *The Return of Assimilation? Changing Perspectives on Immigration and its Sequels in France, Germany, and the United States*, in Joppke, Christian and Ewa Morawska (eds.), *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-States*, Palgrave, 2003.
- Favel, Adrian, *Philosophies of Integration*, Macmillan, 1998.
- Hammar, Tomas, *Democracy and the Nation State*, Avebury, 1990. [近藤敦監訳『永住市民と国民国家』明石書店、1999年]
- Joppke, Christian, *Immigration and the Nation-State*, Oxford University Press, 1999.
- Joppke, Christian and Ewa Morawska (eds.), *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-States*, Palgrave, 2003.
- Sassen, Saskia, *Losing Control?*, Columbia University Press, 1996. [伊豫谷登士翁訳『グローバリゼーションの時代』平凡社、1999年]
- Soysal, Yasemn N., *Limits of Citizenship*, The University of Chicago Press, 1994.
- Weil, Patrick, *La France et ses étrangers*, Calmann-Lévy, 1991.

（かじた たかみち／一橋大学）